

## 内部公益通報に関連する情報提供について

警察庁では、国民の皆様から内部公益通報に関連する情報提供を受け付けています。

- 「内部公益通報」とは、警察庁の職員、警察庁の取引先の労働者又は役員、これらに該当する者であったものその他の警察庁の法令遵守を確保する上で必要と認められる方が、警察庁（警察庁の事業に従事する場合における職員その他の者を含みます。）についての法令違反行為並びに警察庁の職員についての国家公務員倫理法及び同法に基づく命令に違反する行為（それぞれの行為の疑いのある事実を含みます。）を警察庁に通報することをいいます。

- ご連絡先

◀ 郵便 ▶

〒100-8974

東京都千代田区霞が関2-1-2

警察庁首席監察官

◀ 電話 ▶

代表：03-3581-0141（内線6622）

直通電話：03-3503-5501

・午前9時30分～午後0時00分

・午後1時00分～午後5時00分

※ 警察庁の開庁日に限ります。

◀ 電子メール ▶

naibutuuhou@npa.go.jp